# 第 148 回本会議・第 5 回課徴金専門調査会 合同会議および 第 149 回本会議・第 6 回課徴金専門調査会 合同会議において 検討する論点(概要)

## 1. 対象事案

①対象行為

措置命令の対象とされる優良誤認・有利誤認、指定告示、不実証広告に 係る表示行為について、経済的不利益の賦課の対象とするかどうか。

②主観的要素

経済的不利益の賦課の要件として、違反行為についての主観的要素を必要とするかどうか。仮に必要とするとした場合、その内容についてどう考えるか。

③規模基準

賦課金額による裾切りを設ける必要があるか。

④除斥期間

除斥期間(経済的不利益を賦課することができる期間)を設ける必要があるか。

# 2. 賦課金額の算定

①基本的な考え方

制度の趣旨・目的を踏まえ、賦課金額をどのように算定すべきか。

- ②加算・減算・減免措置
  - ①に基づいて算定された金額について、加算・減算・減免措置を設けるべきかどうか。 設けるとした場合、どのような措置が考えられるか。
- ③対象期間

賦課金額算定の対象期間を限定すべきかどうか。

### 3. 裁量性

裁量性の導入は必要かどうか。

#### 4. 調査権限·手続保障·徴収手続

違反行為に対する経済的不利益の賦課にあたり、どのような手続を設けるべきか。